

群馬県立県民健康科学大学内部質保証規程

令和2年4月1日

一部改正 令和5年4月1日

一部改正 令和6年4月1日

一部改正 令和7年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、群馬県立県民健康科学大学学則（群馬県公立大学法人規則第6号）第3条第1項、群馬県立県民健康科学大学大学院学則（群馬県公立大学法人規則第7号）第2条第1項の規定及び内部質保証に関する基本方針に基づき、群馬県立県民健康科学大学（以下「本学」という。）の内部質保証のための体制と手続に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において内部質保証とは、本学が建学の基本理念及び設置の目的、各学部・研究科の目的並びに各種方針を実現するために、継続して大学の諸活動の点検・評価をおこない、それを改革・改善へとつなげていくことによって質の向上をはかり、教育や学修等が適切な水準にあることを自らの責任で説明・証明していくことをいう。

2 内部質保証の対象は、各学部、各研究科、全学委員会・部会・研究科専門委員会、地域連携・キャリア開発センター、附属図書館、事務局等（以下、各組織とする）及びそこに所属する教職員とする。

(内部質保証委員会)

第3条 第1条に規定する目的を達成するため、本学に群馬県立県民健康科学大学内部質保証委員会（以下「内部質保証委員会」という。）を置く。

(内部質保証委員会の組織)

第4条 内部質保証委員会は、群馬県立県民健康科学大学委員会規程（以下「委員会規程」という。）第2条に規定される委員で組織するものとする。

2 内部質保証委員会に、FD部会、IR部会、教学マネジメント部会、教育評価部会（以下「各部会」という。）を置く。

3 委員長が必要と認めたときは、内部質保証委員会及び各部会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(自己点検・評価の実施)

第5条 内部質保証委員会は、内部質保証に係る基本方針及び教育研究審議会の決定に基づき、各組織に対して自己点検・評価の実施及びその結果に基づいた報告書の提出を指示する。

2 各組織は、内部質保証委員会の定めた具体的方針により自己点検・評価を行い、その結果を内部質保証委員会に報告しなければならない。

(自己点検・評価結果の報告)

第6条 内部質保証委員会は、前条第2項により報告された自己点検・評価結果の検証を行うとともに、全学的視点からその長所・特色、課題等を客観的に評価し、大学としての自己点検・評価報告書を作成する。

2 自己点検・評価報告書は、教育研究審議会の議を経て学内外に公表する。

(改善指示)

第7条 教育研究審議会は、前条第2項に規定する報告を受け、改善が必要であると判断した場合は、内部質保証委員会に対し、改善を行いその状況を教育研究審議会に報告するよう指示する。

2 内部質保証委員会は、前項に規定する指示を受けたときは、各組織に対し、改善を行いその状況を内部質保証委員会に報告するよう指示する。

(改善活動及びその報告)

第8条 各組織は、前条第2項に規定する指示を受けたときは、当該事項について改善を行い、その結果を内部質保証委員会に報告するものとする。

2 内部質保証委員会は、各組織から前項に規定する報告を受けたときは、その内容を全学的視点で検証の上、改善結果とともに教育研究審議会に対し報告するものとする。

3 各組織及び所属する教職員は、自己点検・評価の結果に基づいて、改善する事項については計画的かつ継続的に取り組み、教育研究の質の向上に努めなければならない。

(情報の公表)

第9条 学長は、内部質保証に係る情報を積極的に学外に公表し、教育研究活動等及びその改善・改革状況の透明性を担保するものとする。

(外部評価)

第10条 本規程に規定する内部質保証については、学外者による評価（以下「外部評価」という。）を受けるものとする。

2 外部評価に係る詳細については、委員会が別に定める。

(委任)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、内部質保証に関し必要な事項については、学長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。